平成２６年（フ）第５９２２号
東京都多摩市諏訪１丁目９―７―203
債務者　南部　幸一
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９３５号
埼玉県和光市中央２丁目５―83　ソーシャルアパートメント和光２Ｄ
債務者　伊藤　　滋
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７号
沖縄県沖縄市高原３丁目11番21号　マンションプラトー103号室
債務者　平安五月子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第３０４号
東京都国立市矢川３丁目１番地の５クレセント国立401
債務者　澤木　雅博
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３６２号
東京都福生市大字福生875番地３ライオンズマンション福生第２―207号室
債務者　森田友已枝
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４号
熊本県天草市五和町城河原３丁目1299番地
債務者　猪口志真由美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月８日午前10時
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第５９６０号
東京都足立区入谷２丁目23―６―301
債務者　宮川　祐輔
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７６号
東京都東久留米市柳窪２丁目11番15号野崎ビル85―301
債務者　積田　吉由
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２７７号
東京都東久留米市柳窪２丁目11番15号野崎ビル85―301
債務者　積田　ちほ（旧名知穂）
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４２３号
東京都立川市上砂町３丁目38番地の７
債務者　小泉　昌隆
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４３４号
東京都福生市南田園２丁目16番地福生団地12―704
債務者　瀧上　　修
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１３３８３号
東京都新宿区西新宿７丁目２番６号
破産者　ハーモニーコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５７３号
東京都練馬区中村北１丁目13番13号
破産者　ティーエスデリカ株式会社
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５７４号
埼玉県さいたま市桜区大字大久保領家239―４―407
破産者　田中　宏幸
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８７６号
神奈川県横浜市西区中央２丁目42番15号
破産者　株式会社ビー・エーブル
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８９４号
埼玉県草加市西町796番地50
破産者　有限会社満井板金工業
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部